

## 国家戦略特別区域法における 電波法の特例規定に関する条文案について

### (1) 実験等無線局の免許のみなしについて

国家戦略特別区域において、革新的な無線技術の有効性の実証を行う事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定により、当該事業の実施主体が、実験等無線局の免許を受けたものとみなすこととする。

### (2) 区域計画に記載する実証事業に係る事項について

区域計画には、当該実証事業を実施する区域、無線設備の設置場所、運用期間、周波数、無線局の運用・管理体制等を記載することとする。

### (3) 実証事業の適正な実施の確保について

実証事業の適正な実施の確保のための連携について、関係機関は協議を行うものとする。総務大臣は、当該目的のために、実施主体に対し、必要な情報の提供を求めることができることとする。

### (4) 区域計画に定められた事項に関する情報の取扱いについて

実施主体は、免許のみなし後、事後チェックに必要となる無線設備の技術情報に係る事項を記載した書類を総務大臣に提出することとする。また、国家戦略特別区域会議は、混信の発生等の緊急事態に備え、実施主体やその連絡先等について公表することとする。

### (5) 電波法第3章の適用除外について

無線設備に係る電波法第3章の規定のうち、国際条約・国際準拠の規定以外の規定について、適用除外とすることとする。

### (6) 無線従事者の配置の緩和について

当該実証事業で使用する無線設備について、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作のうち、総務省令で定めるものについては、無線従事者の配置を不要とすることとする。

### (7) 免許のみなしの終了事由について

認定区域計画を変更した場合、または認定区域計画の認定を取り消された場合には、第1項に基づく実験当無線局の免許は、取り消されたものとみなすこととする。

### (8) 監視・評価委員会について

国家戦略特別区域会議は、監視・評価委員会を置くものとする。当該委員会は、当該実証事業の実施状況の監視及び評価を行い、必要と認める意見を述べることができる。

### (9) 附則について

当該実証事業の結果を踏まえ、実証事業の成果の活用に向けて、速やかに必要な措置を講ずるよう努めるものとする。